

青森県報

第三千九十一号

平成二十一年
六月一日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高 齢 福 祉 課)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	一
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退	(障 害 福 祉 課)	二
身体障害者福祉法による医師の指定	(同)	二
保安林皆伐許容面積の限度	(林 政 課)	二
肥料の登録	(食の安全・安心推進課)	四
肥料登録の失効	(同)	五
公安委員会		
警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施	(生 活 安 全 課)	五
警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施	(同)	六
運転免許取得者教育の認定の取消し	(運 転 免 許 課)	八
指定講習機関の所在地変更の届出	(同)	八

告

示

青森県告示第百八十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 称 又 は 名	主たる事務所所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
株式会社幸甚	弘前市大字千三丁目三の一六	訪問介護	訪問介護ステーション そよかぜ	"
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	訪問介護	津軽保健生活協同組合健康センター	平成 三・五・九

青森県告示第百八十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 称 又 は 名	主たる事務所所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
指定介護予防サービス事業者				

株式会社 甚	津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	介護予防訪問介護	津軽保健生活協同組合健康クリエーションステーション	弘前市大字野田一丁目二の二七	平成三〇・五・一九
弘前市大字千三丁目三の二の二	訪問介護	弘前市大字千三丁目三の二の二	介護予防訪問介護	弘前市大字千三丁目三の二の二	弘前市大字千三丁目三の二の二	〃

青森県告示第百八十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十一年六月一日

名 称	所在地	指定辞退年月日
みんゆう調剤薬局堅田店	弘前市大字宮川三丁目三の二	平成三〇・六・一

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百八十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十一年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等	診療科目	指定期間
〃	〃	〃	〃

盛合 美光	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	循環器科（心臓機能障害）	平成三〇・六・一
松崎 郁夫	八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平一	呼吸器外科（呼吸器機能障害）	〃
今井 一博	八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平一	呼吸器外科（呼吸器機能障害）	〃

青森県告示第百八十五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十一年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十一年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度（ヘクタール）
中村川〓笹内川	水源かん養保安林	一、四二二・七二
岩木川下流	〃	五一六・二二
岩木川上流	〃	一、〇二三・〇五
平川	〃	五二三・九五
浅瀬石川	〃	六七七・六一
今別川〓蟹田川	〃	一、〇二三・〇四
青森地区	〃	八一九・三〇
下北東部	〃	一、二六八・九一

七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一・一四	七九・六〇	二二・四四	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	二九八・一五	一七六・五一	一五四・三八	八四一・七四	六二五・九九	五六六・六五	一五六・八八	九四六・九四

つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川
〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃
一二五・四〇	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九一・六一	九四・八三

下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡鶴田町	五所川原市
"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	三・二八	一五・九六

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市
"	保健保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八六・四八	一五五・六二	八・六四	九・三二	三・八四	二六・〇五	三・二六	二・七四	二・八〇	〇・三八	一九・一〇

公 告

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項の規定により平成二十一年五月十九日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六八号	肥料類の 混合有機 質肥料	肥料類の 有機一〇 〇%完熟 肥料	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇	その他の 規格 の と お り	生産業者の氏名 又は名称及び住所 株式会社あすなる ファーム 八戸市大字大久保 字町畑西ノ平一五 の八
----------------------	---------------------	----------------------------	--	--------------------------------	---

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六五号	肥料類の 化成肥料	肥料類の 有機一〇 〇%完熟 肥料	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇	その他の 規格 の と お り	生産業者の氏名 又は名称及び住所 株式会社あすなる ファーム 八戸市大字大久保 字町畑西ノ平一五 の八
----------------------	--------------	----------------------------	--	--------------------------------	---

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十六号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等

に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十一年六月一日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十一年七月二十一日（火）から同月二十八日（火）までの六日間（土曜日及び日曜日を除く。）午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

三十人（予定）

五 受講対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）（第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るも

のに限る。()に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十一年六月二十二日(月)から同月二十六日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二〇センチメートルの写真一葉をはり付けること。)一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一―内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第五十七号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十一年六月一日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十一年七月二十四日(金)から同月二十八日(火)までの三日間(土曜日及び日曜日を除く。)午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人(予定)

五 受講対象者

受講申込み日において、受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る法第二十二條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十一年六月二十三日(火)から同年六月二十六日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千元を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第五十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十二条の三十二の二第五項の規定により、運転免許取得者教育を行う株式会社鱒ヶ沢自動車学校の認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年六月一日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 取り消した運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則第一条第一号及び第四号に掲げる課程

二 取り消した年月日

平成二十一年五月三十一日

青森県公安委員会告示第五十九号

指定講習機関に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、指定講習機関である株式会社マツダドライビングスクール青森から事務所の所在地の変更の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年六月一日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
事務所の所在地	青森市大字石江字岡部八九番地	青森市大字石江字江渡九七番地	平成二十一年四月二十四日

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭